OMRON

オムロングリーン調達基準書

地球環境に優しい
公器性の高い企業を目指して

２０１４年３月　Ver４．１

オムロン株式会社

目次

・はじめに　・・・・・・・・・Ｐ２

・第１章　オムロンの環境取り組み

・１．購買方針　・・・・・・・・・Ｐ３

・２．ＣＳＲ行動ガイドライン　・・・・・・・・・Ｐ４

・第２章　オムロンのグリーン調達活動の進め方

・１．主旨　・・・・・・・・・Ｐ５

・２．適用範囲　・・・・・・・・・Ｐ５

・３．要求事項　・・・・・・・・・Ｐ６

・第３章　「グリーン仕入先」の認定手順

・１．認定の進め方　・・・・・・・・・Ｐ８

・２．運用フロー　・・・・・・・・・Ｐ９

・第４章　記入要領

・１．グリーン仕入先認定申請書　・・・・・・・・・Ｐ１０

・第５章　用語の定義　・・・・・・・・・Ｐ１２

・第６章　改訂履歴　・・・・・・・・・Ｐ１３

・別紙１：仕入先様環境活動調査票　・・・・・・・・・Ｐ１５

・別紙２：仕入先ＣＭＳ自己監査シート　・・・・・・・・・Ｐ１６

・別紙３：製品・部材に含まれる化学物質の非含有証明書　・・Ｐ２０

・別紙４：製品・部材に含まれる全廃物質の全廃誓約書　・・Ｐ２１

・別紙５：グリーン調達（旧ＪＧＰＳＳＩ）調査回答ツール　・・Ｐ２２

・別紙６：ＪＡＭＰ情報伝達シート（ＡＩＳ）　・・・・・・・Ｐ２３

・別紙７：ＪＡＭＰ情報伝達シート（ＭＳＤＳｐｌｕｓ）・・・Ｐ２４

・別紙８：グリーン仕入先認定申請書　・・・・・・・・・Ｐ２５

はじめに

オムロングループは地球環境問題を人類共通の最重要課題であると認識し、１９９６年にグループ環境方針、２００２年に環境経営ビジョン「グリーンオムロン２１」を制定し、環境経営の推進に取り組んでまいりました。この取組みは、「グリーンオムロン２０２０」として、さらに進化させ持続可能な循環社会への貢献に取り組んでいます。この中で顧客に環境を保証した商品を提供する「エコプロダクツ」の実現をめざしグリーン調達を推進しています。

弊社のグリーン調達では、「エコロジー」（環境負荷の低減）と「コンプライアンス」（法令・社会規範の遵守）をサプライチェーンの重要な施策と位置づけ積極的に取り組んでいます。

グリーン調達は、仕入先様のご理解なくしては推進出来ませんので、今後も引き続き仕入先様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

２０１４年３月

オムロン株式会社

グローバルものづくり革新本部長

第１章　オムロンの環境取り組み

１．購買方針

弊社には「われわれの働きで　われわれの生活を向上し　よりよい社会をつくりましょう」という社憲と「企業は社会の公器である」を理念としています。これらは、お客様にご満足いただける商品の提供とともに企業活動を通じて、社会の発展や環境負荷の低減に寄与していくことの想いを込めています。

この精神に則り以下を購買方針とします。お客様により信頼される商品をつくる上で、また、全ての事業活動において企業の社会的責任（CSR）を果たすために、仕入先様のご協力を引き続きお願い致します。

基本方針

〈OPEN〉自由競争原理に基づき、開かれた購買であり続けます

国籍、企業規模、取引実績の有無等を問わず全ての仕入先様へ自由競争原理に基づいたオープンな参入機会を提供します。

〈FAIR〉公正・公平に、そしてパートナーシップを大切にします

部材・サービスの調達に際しては、品質・価格・納期・環境保全・技術・健全な事業運営はもとより法令・社会規範の遵守等の項目を加味し、公正に仕入先様を選定します。

〈GLOBAL〉グローバルに良きパートナーを求めます

国際的視野に立って、世界中の仕入先様から優れた部材・サービスを最適な地域から調達します。

重点方針

〈ECOLOGY〉 地球環境の負荷低減に貢献する購買調達活動を行います

有害化学物質を含まない部材を積極的に採用し、環境負荷低減に寄与するグリーン調達を推進します。

〈COMPLIANCE〉高い倫理性をもって法令・社会規範を遵守します

オムロングループの「CSR 行動ガイドライン」（次ページ）に基づき、調達・購買活動に関連する法令や社会規範を遵守し、仕入先様とのパートナーシップを築きます。また、購買・調達活動で得た仕入先の機密情報・個人情報は適切に管理・保護します。

２．CSR 行動ガイドライン

弊社の企業理念に相応しい企業活動を実現するために、社員が共有する価値観と方針を「経営理念」「経営指針」「行動指針」に定めています。「経営指針」では「企業市民の自覚と実践」で国際社会の一員として、地域社会の経済・文化の発展に貢献するとともに、資源保護や環境保全に取組むことをあげております。

また、「経営指針」で示す企業の社会的責任（ＣＳＲ）を果たす経営を実現するために、私たちがとるべき具体的な行動を示した「ＣＳＲ行動ガイドライン」を２００６年１１月に制定し、この中で「環境に配慮した事業活動」と「環境保全活動」を環境に関する基本方針としています。

この基本方針に沿って、事業活動においては、環境に配慮した製品や技術の創出に取り組み、エコロジーとエコノミーの両立を目指しています。また、環境に関する社会課題の解決として、役員・従業員一人ひとりが、業務を離れた日常活動においても環境保全に関心を持ち行動することを心がけています。

ＣＳＲ行動ガイドライン

環境に配慮した事業活動

１．環境に配慮した事業活動

私たちは、研究開発、生産、販売、事務、アフターサービスなどの事業活動の全過程において、省資源・廃棄物削減・省エネルギーのための努力、地球環境に悪影響を及ぼす物質の使用削減や使用停止、使用されなくなった製品の回収・リサイクルなど環境に配慮した取り組みを行う。

２．環境法令などの遵守

私たちは、国・地域の産業公害防止に関する規制をはじめとする環境法令や環境維持のために締結された協定を、正しく理解し遵守しなければならない。

３．国際基準の遵守

私たちは、環境に関する管理システムを構築し、環境に関する国際基準の遵守を確実に推進する。また環境の保全に関する規格を維持する。

４．環境学習

私たちは、業務での環境負荷の軽減などに活かすため、環境保全に関する知識を積極的に修得する。

環境保全活動

１．自発的な環境保全活動の実践

私たちは、日常生活における環境負荷軽減や、地域社会の環境保全活動などにも取り組む。

２．会社の行う環境保全活動への積極的な参画

私たちは、会社や部門等の実施する社会貢献活動としての環境保全活動に、積極的に参加する。

第２章　オムロンのグリーン調達活動の進め方

１．主旨

弊社は、製品を作るための原材料、部品、補材、包装材、梱包材および半完成品・完成品（以下部材と略す）などを、多くの仕入先様から調達しています。

近年では環境汚染や消費者保護の観点から国内および海外ともに化学物質管理の法規制管理が厳しくなってきました。それに伴って、多くのお客様から「規制化学物質管理を保証した製品」の提供が求められています。そのため、仕入先様の選定要素に「品質、納期、コスト」「環境に配慮した事業運営」に加え、「製品含有化学物質管理」を追加しました。これらの各要素の基準を満足する仕入先様を『グリーン仕入先』と認定し取引をします。従ってこの「グリーン調達基準書」（本文書）をご理解いただき、ご対応およびご協力をお願いします。

２．適用範囲

２．１　対象の仕入先様

本基準書による認定対象は、弊社（オムロングループ会社を含む）の製品を構成する部材（２．２　対象の製品・部材　参照）を納入していただく一次仕入先様（製品・中間品の組立を委託する仕入先様も含む）を対象とします。

なお、一次仕入先様においては、二次仕入先様に対しても、弊社「オムロングリーン調達基準書」「部材含有化学物質調査マニュアル（最新版）」の要求事項を伝えていただき、製品含有化学物質管理の情報伝達の連鎖を構築していただきますようお願いします。必要により、二次仕入先様も対象とさせていただく場合がありますこと、ご了承お願いします。

２．２　対象の製品・部材

弊社の製品および製品を構成する部品・材料等（部材）が対象となります。

（１）製品の対象範囲は、以下の通り。

１）オムロンが設計・製造し販売する製品

２）オムロンが第三者に設計・製造を委託し、または他社の製品を購入して、オムロンのブランドをつけて販売する製品

３）第三者から設計・製造の委託を受けた製品（但し、当該第三者から指定された部品・材料は除く）

ただし、他社製品の代理販売を担うなど、オムロンに設計・製造に関する責任がない製品は、本規定の適用範囲から除く。

（２）部材の具体的な事例は、以下の通り。

１）部品、材料（電子部品、加工部品、原材料、梱包・包装材等）

２）機能ユニット・モジュール、ボードアッシー等の組立て品等

３）補材等の構成材料（はんだ材料、接着剤、インク、グリス、テープ等）

４）取扱説明書

５）補修用サービス品、付属品（光ディスク、ＳＤカード、ケーブル等）

ただし、下記は対象外とする

・システムに使用する他社ブランド製品（ＰＣ，サーバなど）など、顧客に対しオムロンの設計・製造に関する責任が及ばない部材

・仕入先様が部材納入時に使用する梱包・包装材で、製品の構成部材として顧客に納入し

ないもの

・仕入先様が製品納入時等に使用する梱包・包装材で、通い箱等顧客に納入されないもの

３．要求事項

弊社では、仕入先様に事業活動における環境配慮と納入部材の規制化学物質の含有が法規制を満足し、確実に管理されることを要求します。

（１）事業活動における環境配慮（ＥＭＳ構築）ができていること：３．１項　参照

（２）納入部材（仕入先様の製品）の含有化学物質管理と情報提供ができること

１）管理体制：３．２．１項　参照

２）管理基準：３．２．２項　参照

３）情報提供：３．２．３項　参照

上記を満足する仕入先様を『グリーン仕入先』として認定します。

３．１　事業活動における環境配慮（ＥＭＳ構築）

事業活動を行う際に環境負荷低減に配慮する環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）を構築してください。

環境マネジメントの仕組み構築（以下の２項目のいずれかを満足していること）

（１）ＩＳＯ１４００１の第三者認証、またはＥＭＡＳを認証取得していること。

（２）その他、弊社が認めたＩＳＯ１４００１相当の「環境管理認証制度」を取得していること。

例：エコアクション２１　等

３．２　納入部材（仕入先様の製品）の含有化学物質管理と情報提供（ＣＭＳ構築）

３．２．１　管理体制

弊社が別途提供する最新の「部材含有化学物質調査マニュアル」に定めた、使用禁止物質／用途・全廃物質／用途について、納入部材への非含有を保証するために、ＪＡＭＰ※1とＪＧＰＳＳＩ※2が共同発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」（第２版以降）に基づいた化学物質管理体制を構築してください。一次仕入先様の化学物質管理体制は、弊社のケミカルマネジメントシステム（ＣＭＳ※3）監査で確認します。

※．第５章　用語の定義を参照ください。

※１　ＪＡＭＰ　　：用語の定義　**５**

※２　ＪＧＰＳＳＩ：用語の定義　**３**

※３　ＣＭＳ　　：用語の定義　**２**

（１）ＣＭＳ監査の目的

弊社の監査員が、仕入先様の規制化学物質管理体制について、弊社の受け入れ可能な水準であることを確認します。

（２）ＣＭＳ監査方法

１）書面による確認

弊社が別途提供する「仕入先様環境活動調査票」（別紙１）および「仕入先様ＣＭＳ自己監査シート」（別紙２）を提出してください。

上記を弊社にて確認した上で評価します。

２）オムロン監査員による現地確認

書面による監査を実施した上で、弊社監査員による現地確認を実施します。但し、書面による確認で評価を完了する場合があります。

３．２．２　管理基準

弊社が別途提供する「部材含有化学物質調査マニュアル」にて管理物質/用途および管理区分（ランク）を定めています。前記マニュアルの最新版における、使用禁止物質（Ａランク）／全廃物質（Ａ１ランク）を仕入先様の管理基準として、管理体制を構築してください。

※. 事業・業界の状況に応じ、上記と異なる対応をお願いすることがあります。

３．２．３　情報提供

以下の情報提供をお願いします。

（１）弊社が指定するフォーマットでの化学物質含有量の報告※

（２）弊社指定の非含有証明書（別紙３）または、全廃誓約書（別紙４）

※. 弊社が指定するフォーマット（基準）は以下のとおりです。弊社依頼部門からの指示にて対応ください。

JGPSSI（ＪＩＧ／オムロン「部材含有化学物質調査マニュアル」）（別紙５）

ＪＡＭＰ－ＡＩＳ（別紙６）／ＭＳＤＳplus（別紙７）

ＪＡＭＡ／ＩＭＤＳ（ＧＡＤＳＬ）

その他：弊社が指定したフォーマット

３．３　オゾン層破壊物質の製造工程での使用禁止

部材の製造工程（例：洗浄）で使用するオゾン層破壊物質（部材含有化学物質調査マニュアルに掲載）の使用を禁止します。

※. 事業・業界の状況に応じ、上記と異なる対応をお願いすることがあります。

第３章　「グリーン仕入先」の認定手順

１．認定の進め方

１．１　要求事項の確認

仕入先様は、第２章　３項の要求事項を満足していることを確認してください。

１．２　申請

「グリーン仕入先認定申請書」（別紙８）にて、弊社窓口担当者へ申請してください。

「グリーン仕入先認定申請書」の記入方法は第４章を参照ください。

提出物

（１）グリーン仕入先認定申請書

（２）ＥＭＳの第三者認証（審査）機関の認証取得証明書（審査機関の認証書のコピー）

（３）仕入先様の管理物質リスト

「物質名」「管理レベル※」「規制値」「使用用途」の記載があること

※．管理レベルとは、「使用禁止」や「含有量・含有率の把握」等の管理レベルを指す

（４）仕入先様環境活動調査票（別紙１）

（５）仕入先様ＣＭＳ自己監査シート（別紙２）

※．仕入先様環境活動調査票の質問「Ｉ．製品含有化学物質管理体制に関する設問」で自己適合宣言している場合、下記の資料を提出ください。

１）製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言の写し

２）「製品含有化学物質管理ガイドライン附属書　実施項目一覧表 兼 チェックシート」

１．３　オムロンでの認定

（１）弊社では第３章　１．２申請で、ご提出いただいた資料と、弊社の監査員による現地確認で認定を行います。その際、必要に応じて関係する資料を追加提示していただくことがあります。

（２）認定の結果については、窓口部門より仕入先様へお知らせいたします。

１．４　認定の更新・取消し

下記２項目の認定状況について確認を行い、認定基準を維持している場合は更新をいたします。

認定基準を維持できていない場合は、原則として認定の取消しを行います。

（１）事業活動における環境配慮（ＥＭＳ構築）

ＥＭＳ第三者認証の更新時に認証書のコピーを弊社窓口部門に送付してください。

（２）部材の含有化学物質管理（ＣＭＳ構築）

納入部材の含有化学物質管理の実績確認をします。

なお、必要により弊社窓口部門によるＣＭＳ監査（書面・現地確認）を実施します。

２．運用フロー

仕入先様に対する認定は、下記の運用フローで実施します。

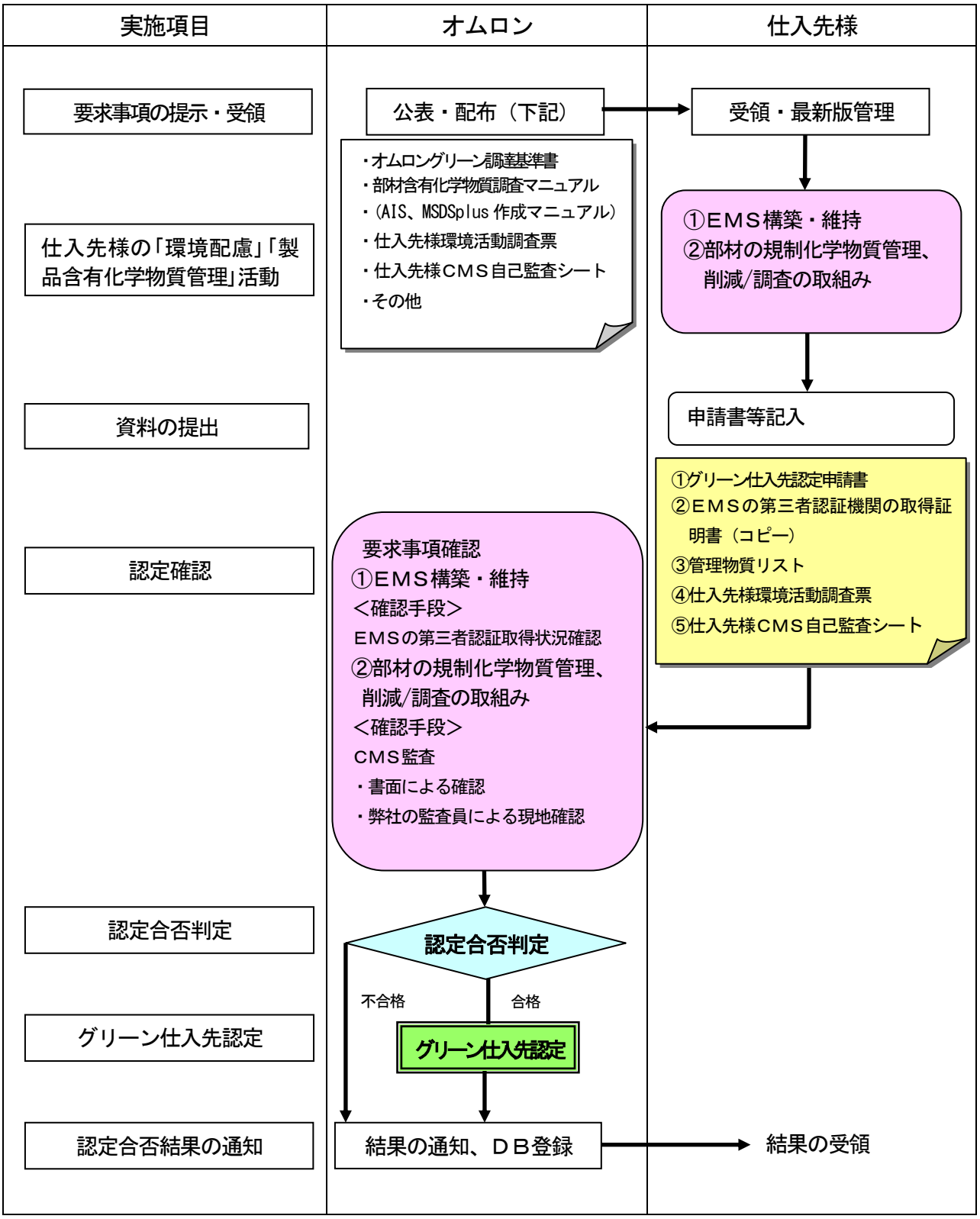

第４章　記入要領

１．グリーン仕入先認定申請書

１．１　仕入先様の情報

（１）申請日

申請書の提出日（YYYY/MM/DD）を記入ください。

（記入例：２０１４年４月１日⇒2014/04/01）

（２）会社名、代表者名

仕入先様の社名、社長名を記入ください。

（３）仕入先コード

弊社との取引に使うコード（例：02XXXXXX,66PXXXXX）です。新規に取引する場合は記入不要です。

（４）申請責任者名、所属・役職、ＴＥＬ、E-mail

このグリーン仕入先認定評価に関する確認などに対応いただける責任者の内容を記入してください。

１．２　確認内容

認定基準を満たしているかを確認するため、チェック欄に〇印を記入してください。

（１）環境マネジメントシステムの構築（ＥＭＳ構築）

１）ＥＭＳの第三者認証を取得している場合、審査機関が発行する認証書のコピーを添付ください。

２）その認証書の内容を記入ください。

・確認書類（認証書、登録番号等）

：認証制度名（ＩＳＯ１４００１、ＥＭＡＳ、等）と登録番号（英数文字（半角））

・確認年月日：認証取得日（YYYY/MM/DD（半角））

・確認者（審査機関）：審査機関（ＪＱＡ、ＪＡＣＯ、ＢＶＣ等）

※．注意事項

ここでの第三者認証取得の範囲は、法人単位で記入ください。

商社様の場合、部材を調達する製造会社が第三者認証を取得していても、商社様自身が認証を取得していなければ、認証取得済みと判断しません。

（２）含有化学物質管理（ＣＭＳ構築）

１）管理体制

JAMP/JGPSSI「製品含有化学物質管理ガイドライン」（第２版以降）に基づく化学物質管理体制を構築しているか記入してください。

弊社の監査員による現地確認可能日を記入してください。

２）管理基準

管理基準はオムロン管理基準に準拠しているか記入してください。

オムロンから受理している「部材含有化学物質調査マニュアル」のVersionを、記入してください。

３）情報提供

①弊社への納入品の化学物質含有量の報告可否、および対応可能なフォーマット（基準）を記入してください。

・ＪＧＰＳＳＩ（ＪＩＧ／オムロン「部材含有化学物質調査マニュアル」）
・ＪＡＭＰ－ＡＩＳ／ＭＳＤＳplus
・ＩＭＤＳ／ＪＡＭＡ（ＧＡＤＳＬ）
・その他：弊社が指定したフォーマット

②弊社の「部材含有化学物質調査マニュアル」で指定した書面での非含有証明書提出可否を記入してください。

※. 上記①・②が提出できない場合、ＥＵ ＲｏＨＳ指令の物質／用途が管理されているか記入してください。

（３）オゾン層破壊物質の製造工程での使用禁止

オゾン層破壊物質を、部材の製造工程（例：洗浄）での使用状況を記入してください。

第５章　用語の定義

１．ＥＭＡＳ

Eco-Management and Audit Scheme の略。ＥＵ内で適用される環境管理・監査制度のＥＵ規則です。

２．ＣＭＳ（製品含有化学物質管理システム）

Chemical substances Management System in Products の略。国際的な化学物質使用規制の高まりから、製品含有化学物質の管理を原料の調達段階・生産段階・出荷段階の各段階にわたって適切な管理を実施すること。（調査、分析、評価、是正、予防の体系的な活動をいう）

弊社では、ＪＡＭＰとＪＧＰＳＳＩが共同発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」（第２版）に基づき定義する。この管理体制を確認することを、「ＣＭＳ監査」という。

３．ＪＧＰＳＳＩ

グリーン調達調査共通化協議会（Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative）の略。電気電子機器業界の企業により 2001 年 1 月に発足し、調査対象物質リストおよび調査回答フォーマットの共通化を行い、部材調査にかかる負荷軽減と回答品質の向上を目的として活動している組織。なお JGPSSI は 2012 年 5 月に発展的解消し、IEC/TC111/国内 VT62474 へ移行した。

４．ＩＭＤＳ

International Material Data System の略。自動車を構成する材料および含有物質情報を収集するためのシステム。

５．ＪＡＭＰ

アーティクルマネジメント推進協議会（Joint Article Management Promotion-consortium）の略。アーティクル（部品や成形品等の別称）に含有する化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーンで円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的に活動している業界を横断した団体。部材の含有化学物質の情報伝達シート（MSDSplus,AIS）を提案している。

６．ＪＩＧ

Joint Industry Guide の略。JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会）・EIA・EICTA の共同作業により発行されたグリーン調達に関連する管理物質の共通化を目的としたガイドライン

JIG の物質選定基準や報告基準は、IEC62474 に引き継がれました。

IEC62474 は、IEC/TC111 が運用する含有化学物質開示手順及び開示化学物質リスト・データフィールドです。

７．ＪＡＭＡ

日本自動車工業会（Japan Automobile Manufactures' Association）の略。JAMA/JAPIA 統一データシートは、JAMA（日本自動車工業会）、JAPIA（Japan Auto Parts Industries Association の略：日本自動車部品工業会）の合意のもとに標準化された成分調査データシート。

８．ＧＡＤＳＬ

GADSL（Global Automotive Declarable Substance List）は各国自動車関連メーカにより結成されたグループの総意で作成された環境負荷物質の情報交換のための物質リスト

第６章　改訂履歴

グリーン調達基準は、今後の法規制や社会動向により適時改訂します。

版	改訂日	主な改訂内容
Ver. Ａ	２００１年５月	初版（制定）
Ver. ２．０	２００４年５月	認定基準、提出資料等の改訂
Ver. ２．０１	２００４年７月	担当役員の変更
Ver. ２．０２	２００５年１０月	P9：部材含有化学調査マニュアルのオムロンの環境ＨＰへの貼付中止のため、その文言を削除 P11：非含有証明書の「２．対象製品または部材」の品番欄に品番（品番なしの時：メーカー名）に変更
Ver. ２．０３	２００６年２月	P11：非含有証明書の部材調査マニュアルの Ver 変更（1.1）、オムロン使用禁止物質６４物質群に変更 P13～15：調査シート１～３の変更（ﾏﾆｭｱﾙ Ver1.1）
Ver. ２．１	２００８年１２月	オムロンの環境取り組みを最新版に変更 第三者認証機関を最新情報に変更 記載表現の全面見直し 別紙を最新版に変更
Ver. ３．０	２０１１年４月	認定基準：調査シート１～３→ＪＧＰＳＳＩ帳票へ変更 認定基準：自動車関連部材ではＩＭＤＳの使用可を明記 要求事項：オゾン層破壊物質の製造工程での使用禁止を追加 要求事項：ＪＡＭＰ（AIS,MSDSplus）の情報伝達を追加 認定基準を満たす認証制度・機関の追加
Ver. ４．０	２０１３年９月	はじめに　内容更新 第１章　購買方針の追加 第２章　要求事項 仕入先様への要求事項として「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づいた化学物質管理体制の構築を追加 第３章、第４章 化学物質管理体制の構築状況確認実施に伴い、認定手順および記入要領を変更
Ver. ４．１	２０１４年３月	記載表現の見直し

オムロングリーン調達基準書 Ver.４．１
発行日：２００１年　５月
改訂日：２０１４年　３月
発行　：オムロン株式会社
グローバルものづくり革新本部
購買プロセス革新センタ
品質革新センタ
環境革新センタ

別紙１　仕入先様環境活動調査票

オムロン株式会社　宛
（子会社・関係会社を含む）

作成日　　年　　月　　日

仕入先様		
承認	確認	担当

仕入先様環境活動調査票

会社名					
代表者名					
オムロングループに関係するサイト名					
所在地					
生産品目					
記入責任者	部署名				
	役職				
	氏名				
	連絡先	E-mail		TEL	

※変更が発生した場合は再提出下さい

■以下、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの質問事項にご回答下さい

Ⅰ．製品含有化学物質管理体制に関する設問
該当する設問の□にチェックを入れてください

□製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言をしている　※1
以下を添付してご提出下さい
①貴社の「製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言の写し」及び
②「JAMP/JGPSSIガイドラインの別表1：実施項目一覧表兼チェックシート」
□製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言をしていない
③　添付ワークシート、「仕入先様CMS自己監査シート」に基づきセルフチェック頂きご提出下さい
自己監査実施日：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

※1：JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会）/JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）共同発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づいて自社の製品含有化学物質管理体制が適合していると自ら宣言することをいいます。「自己適合宣言書」は下記URLを参照願います。
http://www.jamp-info.com/dl

Ⅱ．第二者による製品含有化学物質管理体制の監査情報に関する設問

3年以内に貴社顧客から製品含有化学物質管理システムに関する監査を受け、適合（認証）している場合、当該会社名を記載して下さい（認定書があればコピーを添付下さい）

会社名	認証日	認証No.

Ⅲ．マネジメントシステムに関する設問
該当する認証があれば状況を記載下さい（認定書のコピーを添付下さい）

ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ/規格名	認証日※2	認証機関名	認証No.	認証期限
QMS(ISO9001など)				
EMS(ISO14001など)				
IECQC080000				

※2：認証日　未取得の場合に取得予定、計画があれば記入下さい

Ⅳ．その他確認事項		回答	
XRF（蛍光X線分析装置）を用いて、必要に応じ含有分析を行なっている			
ICP(誘導結合プラズマ分析装置)を用いて、必要に応じ含有分析を行なっている			
禁止物質含有混流生産	全ての工場で混流生産なし		
	一部の工場で混流生産あり		
	未確認		

禁止物質使用の場合、対象物質名と使用用途・目的、混入防止策を記載下さい

禁止物質含有物質使用工場があれば工場名（メーカ名）を記載下さい

※この文書における「貴社（個人）情報」は、当社グリーン調達関連業務以外には使用しません。ご同意頂けましたらご提出をお願い致します

オムロン管理番号	□

No.　GQP-12030C

別紙２　仕入先様ＣＭＳ自己監査シート

仕入先様CMS自己監査シート

◆記載の方法◆
①各設問に「YES/NO/非該当」のいずれかをプルダウンで選択して回答をして下さい。
②YES／NOを選択するに当たっては、「確認するエビデンスと確認の視点」の欄に留意して判断して下さい。
③YESを選択した場合は、その根拠となる記録名称（エビデンス）または、文書名、文書No、項目名、訂正版、を記載欄に記入してください。
　記載する記録名は「確認するエビデンスと確認の視点」の欄に記載している「確認するエビデンス」を参考にして下さい。
④NOを選択した場合、不足点および改善計画を記載欄に記載してください。
⑤『3.1設計・開発』の項目は、「設計部門の有無に限らず、構成部材を自主選定している場合は回答して下さい。

実施項目	設問事項				確認するエビデンスと確認の視点
	NO	設問	自己監査結果	記載（エビデンス名称、文書名等）	
2.1 管理基準の明確化	①	製品含有化学物質管理の対象とする化学物質と管理基準（使用禁止、使用制限、含有管理等）が明確になっていますか		記録の名称を記載して下さい	□製品含有化学物質管理の対象物質を定めた管理基準（社内の管理対象物質リスト/顧客要求の管理対象物質リスト） ■確認の視点 ①製品含有化学物質管理の対象とする化学物質と管理基準（使用禁止、使用制限、含有管理等）が明確になっているか
	②	最新の法規制および業界基準、顧客要求基準を、管理し管理基準に反映していますか		記録の名称を記載して下さい	2）最新の法規制、業界基準、顧客要求基準を自社の管理基準に反映している記録（改定履歴等） ■確認の視点 ②最新の法規制および業界基準、顧客要求基準を、管理し管理基準に反映しているか ※製品に含有される可能性がないことを科学的根拠に基づき判断している場合は基準に反映されてなくても良い
	③	管理基準を必要とする部門に伝達していますか		記録の名称を記載して下さい	3）上記①を周知した記録　例：管理基準の配布記録、イントラネットでの公開 ■確認の視点 ③管理基準を必要とする部門に伝達しているか
	④	上記①～③を実施する手順を定めた文書がありますか		文書名、文書NO、項目名、訂番を記載して下さい	4）製品含有化学物質管理基準の設定について定めた文書 ■確認の視点 ④上記①～③を実施する手順が定められているか
2.2 管理範囲の明確化	①	製品含有化学物質管理の適用範囲となる、組織、製品・構成部材、工場・工程、業務等が明確になっていますか		①～②の設問に対して文書名、文書NO、項目名、訂番を記載して下さい	1）製品含有化学物質管理の適用範囲を規定している文書 ■確認の視点 ①製品含有化学物質管理の適用範囲となる、組織、製品・構成部材、工場・工程、業務等が明確になってるか ※適用範囲外を明確にすることでも良い ②適用範囲は顧客要求を満足できる範囲になっているか ※対象には生産に関る工場、工程、仕入先および生産委託先を含むこと
	②	適用範囲は顧客要求を満足できる範囲になっていますか			
3.1 設計・開発	①	設計した製品を構成する部品、材料、副資材が管理基準を満足していることを確認していますか		記録の名称を記載して下さい	1）設計時に製品を構成する部品、材料、副資材が管理基準を満足していることを確認した記録 ■確認の視点 ①設計時に製品を構成する部品、材料、副資材が管理基準を満足していることを確認しているか
	②	必要に応じて図面、仕様書を通じて仕入先に対し管理基準の適合を要求していますか		記録の名称を記載して下さい	2）管理基準の適合を仕入先へ要求している記録（図面、仕様書等） ■確認の視点 ②必要に応じて図面、仕様書等を通じて仕入先に対し管理基準の適合を要求しているか
	③	上記①、②を実施する手順を定めた文書がありますか		文書名、文書NO、項目名、訂番を記載して下さい	3）設計開発段階での管理基準の適合を確認することを規定した文書 ■確認の視点 ③上記①、②を実施する手順が定められているか

3.2.1 含有化学物質情報入手・確認	①	購入する部品、材料の含有化学物質情報を調査していますか		①～②の設問に対して記録の名称を記載して下さい	1）調査対象と結果が確認できる記録（調査対象結果一覧） ■確認の視点 ①購入する部品、材料の含有化学物質情報を調査しているか ※調査未完了の部品・材料についてはどのように対応しているかを確認す
	②	製品含有化学物質管理の対象範囲について漏れなく調査していますか			
	③	調査内容には含有有無・含有量・濃度・使用用途などが含まれていますか		③～④の設問に対して調査フォーマット、調査方法を記載して下さい ※購入部材の種類ごとに調査フォーマットや調査方法が異なる場合は購入部材の種類別に記載して下さい	2）個々の部品・材料ごとの調査の記録 例：JGPファイル、AIS、各社の独自調査票、MSDSPlus、成分表、不使用証明書等 ■確認の視点 ③調査内容には含有有無・含有量・濃度・使用用途などが含まれているか ④上記③の情報が漏れなく記載されていることを確認しているか ※不備がある場合は再提出などの対応をしていること
	④	上記③の情報が漏れなく記載されていることを確認していますか			
	⑤	部品・材料ごとに管理基準の適合状況を判定していますか		記録の名称を記載して下さい	3）部品・材料ごとに管理基準の適合状況を判定している記録（調査結果一覧） ■確認の視点 ⑤部品・材料ごとに管理基準の適合状況を判定しているか ※管理基準に適合しない場合に「購入しない」等の対応をしていること
	⑥	オムロンへの納入品について製品ごとに管理基準の適合状況を判定していますか		記録の名称を記載して下さい	4）製品の適合状況を判定している記録（製品ごとの判定結果一覧表） ■確認の視点 ⑥製品ごとに管理基準の適合状況を判定しているか
	⑦	オムロンへの納入品について製品の含有化学物質情報が製品単位で集計されていますか		記録の名称を記載して下さい	5）製品の含有化学物質情報を集計した記録 ■確認の視点 ⑦製品の含有化学物質情報が製品単位で集計されているか
	⑧	上記①～⑦を実施する手順を定めた文書がありますか		文書名、文書NO、項目名、訂番を記載して下さい	6）製品含有化学物質情報の入手・確認手順を定めた文書 ■確認の視点 ⑧上記①～⑦を実施する手順が定められているか
3.2.2 仕入先の管理状況の確認	①	仕入先へ「製品含有化学物質管理」を要求していますか		記録の名称を記載して下さい	1）仕入先への要求の記録 （例 グリーン調達基準書や取引先評価シートの配布記録） ■確認の視点 ①仕入先へ「製品含有化学物質管理」を要求しているか ※「製品含有化学物質管理」とは、製品に含有される化学物質を購入・製造・販売の各段階において適切に管理するための仕組みをさします。例：JGPSSIとJAMP発行の「製品含有化学物質ガイドライン」等 ※対象外になっている場合はその理由と対応が明確になっていること
	②	新規仕入先に対して、評価を実施していますか		②～⑥の設問に対して記録の名称を記載して下さい	2）仕入先を評価した記録（評価結果一覧、個別の評価記録） ■確認の視点 ②新規の仕入先に評価が実施しているか ③取引継続の場合は、定期的に評価を更新しているか ④上記①の内容に沿った評価を実施してるか ⑤評価未完了、もしくは評価内容、評価結果に問題がある仕入先がある場合は、対応しているか ※改善が必要な仕入先には改善指導等の対応をしていること ⑥仕入先（1次仕入先）が部品材料を購入する仕入先（2次仕入先）を評価していることを確認しているか
	③	取引継続の場合は、定期的に評価を更新していますか			
	④	上記①の内容に沿った評価を実施していますか			
	⑤	評価未完了、もしくは評価内容、評価結果に問題がある仕入先がある場合は、対応していますか			
	⑥	仕入先（1次仕入先）が部品材料を購入する仕入先（2次仕入先）を評価していることを確認していますか			
	⑦	上記①～⑥を実施する手順を定めた文書がありますか		文書名、文書NO、項目名、訂番を記載して下さい	3）仕入先評価を評価する手順を定めた文書 ■確認の視点 ⑦上記①～⑥を実施する手順が定められているか
3.3 受入確認	①	受け入れ時に購入品のリスクに応じて管理基準に適合していることを確認し、記録に残していますか		記録の名称を記載して下さい	1）受け入れ確認した記録 ■確認の視点 ①受け入れ時に購入品のリスクに応じて管理基準に適合していることを確認し、記録に残しているか ※受け入れ確認の対象には生産委託品も含むこと ※管理基準に適合した部品・材料のみ発注するしくみがあり、受け入れ時に発注NO、型名等の照合をしていることでも良い
	②	上記①を実施する手順を定めた文書がありますか		文書名、文書NO、項目名、訂番を記載して下さい	2）受入時の確認方法について定めた文書 例：受入検査手順書 ■確認の視点 ②上記①を実施する手順が定められているか

3.4.1 誤使用・混入・汚染防止	①	管理範囲内の工程が使用禁止物質を含有する部品、材料を使用している工程に該当しますか ※回答が非該当の場合でも下記②～⑨について全て非該当と回答して下さい		該当する場合は使用禁止物質を含有する材料の名、工程、使用用途を記載して下さい	1）該当する使用禁止物質名、工程、使用用途を確認できる記録 ■確認の視点 ①管理範囲内の工程が使用禁止物質を含有する部品、材料を使用している工程に該当するか
	②	使用禁止物質を含有する部品、材料のある「部品・材料置き場（副資材、包装用材料含む）」で誤使用・混入・混在・汚染防止の適切な管理ができていますか		誤使用、混入、混在、汚染防止の具体的な管理方法を記載して下さい	2）該当する工程の管理状況が確認できる記録 ■確認の視点 ②使用禁止物質を含有する部品、材料のある「部品、材料置き場（副資材、包装用材料含む）」で誤使用・混入・混在・汚染防止の適切な管理ができているか
	③	使用禁止物質を含有する部品、材料を使用している「製造工程（その周辺を含む）」、「仕掛品置き場」で誤使用・混入・混在・汚染防止の適切な管理ができていますか		誤使用、混入、混在、汚染防止の具体的な管理方法を記載して下さい	③使用禁止物質を含有する部品、材料を使用している「製造工程（その周辺を含む）」、「仕掛品置き場」で誤使用・混入・混在・汚染防止の適切な管理ができているか ※工程周辺の洗浄工程（はんだごて洗浄用のスポンジ）等も対象に含めていること ※他業種向けの工程も含めていること
	④	使用禁止物質を含有する部品、材料がある「手直し工程」で誤使用・混入・汚染防止の適切な管理ができていますか		誤使用、混入、混在、汚染防止の具体的な管理方法を記載して下さい	④使用禁止物質を含有する部品、材料がある「手直し工程」で誤使用・混入・汚染防止の適切な管理ができているか
	⑤	使用禁止物質を含有する部品、材料に付着（接触）する「生産設備および治工具」で誤使用・混入・混在・汚染防止の適切な管理ができていますか		誤使用、混入、混在、汚染防止の具体的な管理方法を記載して下さい	⑤使用禁止物質を含有する部品、材料に付着（接触）する「生産設備および治工具」で誤使用・混入・混在・汚染防止の適切な管理ができているか
	⑥	使用禁止物質を含有する部品、材料のある「出荷用倉庫における製品置き場」で誤使用・混入・混在・汚染防止の適切な管理ができていますか		誤使用、混入、混在、汚染防止の具体的な管理方法を記載して下さい	⑥使用禁止物質を含有する部品、材料のある「出荷用倉庫における製品置き場」で誤使用・混入・混在・汚染防止の適切な管理ができているか
	⑦	使用禁止物質を含有する部品、材料または未確認の部品、材料がある「長期仕掛品置き場」で誤使用・混入・混在・汚染防止の適切な管理ができていますか		誤使用、混入、混在、汚染防止の具体的な管理方法を記載して下さい	⑦使用禁止物質を含有する部品、材料または未確認部品、材料がある「長期仕掛品置き場」で誤使用・混入・混在・汚染防止の適切な管理ができているか
	⑧	上記②～⑦以外の工程で、使用禁止物質を含有する部品、材料が誤使用・混入・混在・汚染防止の可能性がある場合、適切な管理ができていますか		誤使用、混入、混在、汚染防止の具体的な管理方法を記載して下さい	⑧上記②～⑦以外の工程で、使用禁止物質を含有する部品、材料が誤使用・混入・混在・汚染防止の可能性がある場合、適切な管理ができているか ※上記②～⑦について誤使用、混入しないための管理方法が適切か否かは、誰が作業しても間違わないような管理方法であること
	⑨	上記②～⑧の管理を実施する手順が文書化されていますか		文書名、文書NO、項目名、訂番を記載して下さい	3）該当する工程の誤使用、汚染、防止の管理手順を定めた文書（作業標準等） ■確認の視点 ⑨上記②～⑧の管理を実施する手順が定められているか
3.4.2 反応工程の適切な管理	①	次の2つの条件に該当しますか ・サブスタンス/プレパレーションを用いて製造する工程において、組成変化、濃度変化が生じる工程がある ・その該当工程の管理を怠った場合に、管理対象の化学物質が管理基準を越えて残留または生成する可能性がある ※回答が非該当の場合でも下記②～③について全て非該当と回答して下さい		該当する場合は、該当する工程、使用材料、反応の内容を記載して下さい	1）該当する工程、使用材料、反応の内容を確認できる記録（左の記載） ■確認の視点 ①次の2つの条件に該当するか ・サブスタンス/プレパレーションを用いて製造する工程において、組成変化、濃度変化が生じる工程がある ・その該当工程の管理を怠った場合に、管理対象の化学物質が管理基準を越えて残留または生成する可能性がある ≪反応の例≫ ・ポリマー重合（PVC：塩化ビニルによる化学反応） ・無電解ニッケルめっき工程（鉛：めっき液の濃度変化） ・インク塗料（鉛、カドミウム等：溶剤等の揮発による濃度変化） ・シーラント剤（DBT、DOT：2液混合型のシーラント剤の硬化反応） ・接着剤（ﾄﾘﾌﾞﾙﾁﾙｽｽﾞ＝ｵｷｼﾄﾞ：ｼﾞﾌﾞﾁﾙｽｽﾞを用いた場合の不純物管理）
	②	該当する工程に対し管理項目、内容を明確にして管理していますか		反応工程の具体的な管理方法を記載してください	2）該当する工程の管理状況が確認できる記録（分析結果等の記録） 確認手段：現場の写真、現地確認 ■確認の視点 ②該当する工程に対し管理項目、内容を明確にして管理しているか
	③	上記②の管理を実施する手順が文書化されていますか		文書名、文書NO、項目名、訂番を記載して下さい	3）該当する工程の管理方法を定めた文書 ■確認の視点 ③上記②を実施する手順が定められているか

3.7 変更管理	①	製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある社内の変更要素に対し変更前に管理基準への適合状況を確認していますか		記録の名称を記載して下さい	1)製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある社内の変更要素に対し管理基準への適合状況を確認している記録 （設計変更時の確認記録） ■確認の視点 ①製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある社内の変更要素に対し変更前に管理基準への適合状況を確認しているか
	②	②製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある仕入先/生産委託先の変更要素に対し変更前に管理基準への適合状況を確認していますか		記録の名称を記載して下さい	2)製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある仕入先で発生する変更要素に対し管理基準への適合状況を確認している記録 （仕入先からの工程変更申請書） ■確認の視点 ②製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある仕入先/生産委託先の変更要素に対し変更前に管理基準への適合状況を確認しているか ※変更管理の手順について仕入先（二次、三次以降も含む）へ周知がされていること
	③	製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある社内/仕入先/生産委託先の変更要素に対し変更前に顧客へ報告していますか		記録の名称を記載して下さい	3)製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更要素に対して顧客へ報告している記録 （顧客への工程変更申請書） ■確認の視点 ③製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある社内/仕入先/生産委託先の変更要素に対し変更前に顧客へ報告しているか
	④	上記①～③を実施する手順を定めた文書がありますか		文書名、文書NO、項目名、訂番を記載して下さい	4)変更管理について定めた文書 ■確認の視点 ④上記①～③を実施する手順が定められているか ※製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更要素として「購入先の変更」、「購入品の変更」、「工程の変更」を含めていて、品質に影響のない変更も変更管理の対象としていること ※仕入先／生産委託先／顧客との連絡フローが明確であること
3.8 不適合時の対応	①	不適合発生時の応急措置の対応が定められていますか		①～④の設問に対して文書名、文書NO、項目名、訂番を記載して下さい	1)不適合の処理について定めた文書 ■確認の視点 ①不適合発生時の応急措置の対応が定められているか ≪応急措置の対応の例≫ ・波及範囲の特定（発生ロット、対象設備の特定） ・拡散防止（生産停止、出荷停止、隔離） ・社内（関係部門および、含有化学物質管理責任者または事業責任者）、顧客への連絡 ②原因究明とその対策をすることが定められているか ③再発防止策の水平展開をすることが定められているか ④不適合発生の予防措置を講じることが定められているか
	②	原因究明とその対策をすることが定められていますか			
	③	再発防止策の水平展開をすることが定められていますか			
	④	不適合発生の予防措置を講じることが定められていますか			

評価結果	No.	評価項目	対象項目	YES	NO	非該当
	2.1	管理基準の明確化	4	0	0	0
	2.2	管理範囲の明確化	2	0	0	0
	3.1	設計・開発	3	0	0	0
	3.2.1	含有化学物質情報入手・確認	8	0	0	0
	3.2.2	仕入先の管理状況の確認	7	0	0	0
	3.3	受入確認	2	0	0	0
	3.4.1	誤使用・混入・汚染防止	9	0	0	0
	3.4.2	反応工程の適切な管理	3	0	0	0
	3.7	変更管理	4	0	0	0
	3.8	不適合時の対応	4	0	0	0
	合計		46	0	0	0

No.GQP-12031

帳票の使用にあたっては、
オムロンより別に提供される「部材含有化学物質調査マニュアル」に記載の最新帳票としてください。

別紙３　＜参考＞非含有証明書

オムロン株式会社　御中

製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書

年　月　日
会社名：
責任者名：　　社印
TEL：

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）がオムロン株式会社（子会社・関係会社を含む）に納入する下記の製品または部材に、下記に記載する化学物質が含有されていないことを証明致します。

記

1. 対象の化学物質

オムロン株式会社「部材含有化学物質調査マニュアル Ver ×.×」の別紙1「規制化学物質リスト」に掲載の下記の化学物質。

使用禁止物質（Aランク）：　××物質群
全廃物質（A1ランク）　：　×物質群

※AおよびA1ランクの用途でないことを確認済み
※ただし、ニッケル、フタル酸エステル類グループ1、グループ2に関してはオムロン株式会社にてAおよびA1用途には使用しないことを前提とする。

2. 対象製品または部材

	品番	品目内容	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※品目数が多い場合は、対象品リストを別紙に添付してください

別紙４　＜参考＞全廃誓約書

帳票の使用にあたっては、
オムロンより別に提供される「部材含有化学物質調査マニュアル」に記載の最新帳票としてください。

オムロン株式会社　御中

製品・部材に含まれる全廃物質の全廃誓約書

年　月　日
会社名：
責任者名：　　社印
TEL：

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）がオムロン株式会社（子会社・関係会社を含む）に納入する下記の製品または部材に、下記に記載する化学物質の使用禁止物質（Aランク）が含有されていないことを証明し、また含有する下記の全廃物質（A1ランク）を下記の全廃対応時期までに全廃達成することを誓約します。

記

1. 対象の化学物質

オムロン株式会社「部材含有化学物質調査マニュアル Ver ×.×」の別紙1「規制化学物質リスト」に掲載の下記の化学物質。

使用禁止物質（Aランク）：　××物質群
全廃物質（A1ランク）　：　×物質群

※AおよびA1ランクの用途でないことを確認済み
※ただし、ニッケル、フタル酸エステル類グループ1、グループ2に関してはオムロン株式会社にてAおよびA1用途には使用しないことを前提とする。

2. 対象製品または部材

	品番	品目内容	備考	JGPSSI使用用途分類コード	全廃対応時期（年・月）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※品目数が多い場合は、対象品リストを別紙に添付してください

別紙５　＜参考＞グリーン調達（旧ＪＧＰＳＳＩ）調査回答ツール

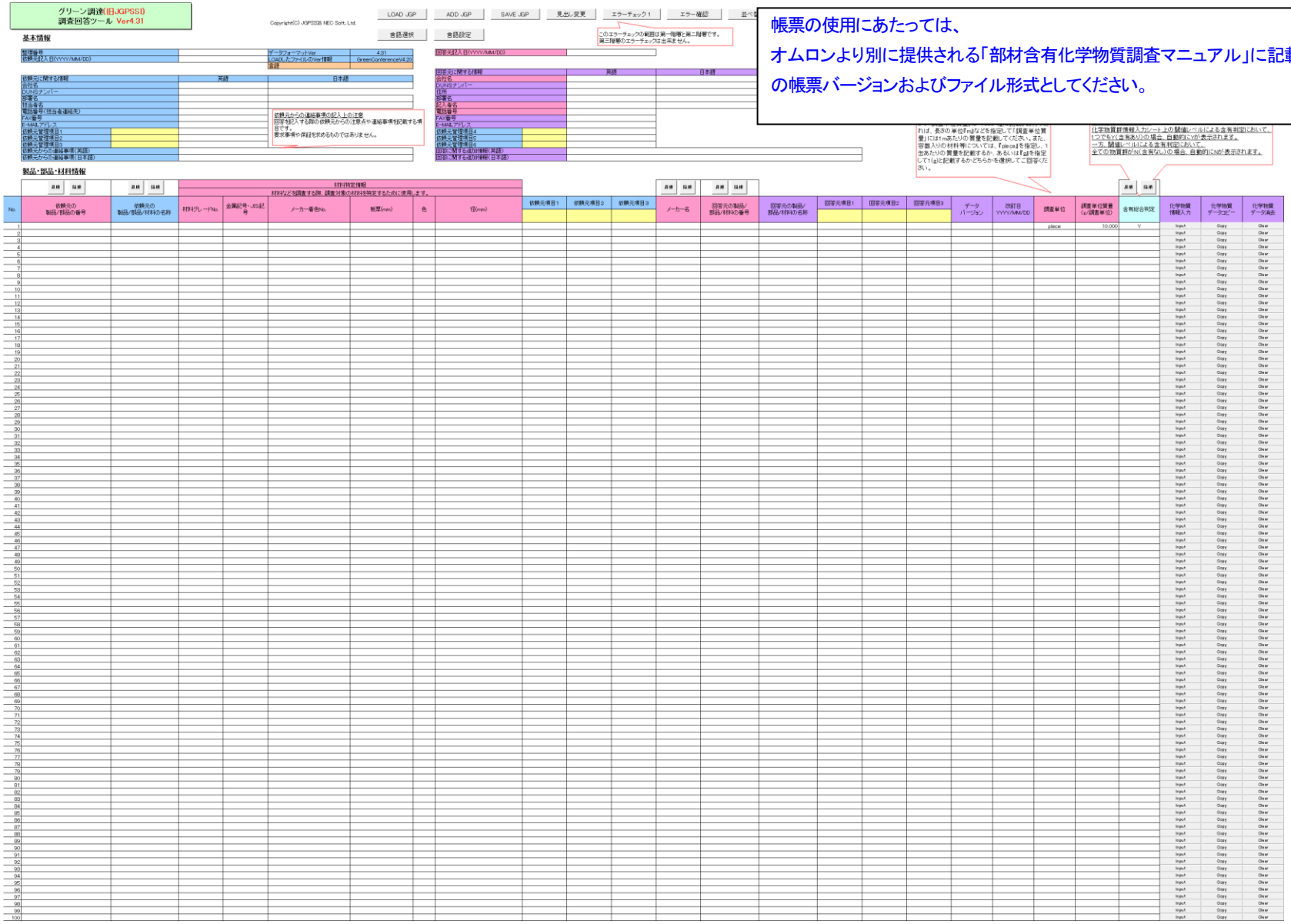

帳票の使用にあたっては、
オムロンより別に提供される「部材含有化学物質調査マニュアル」に記載の帳票バージョンおよびファイル形式としてください。

別紙６　＜参考＞ＪＡＭＰ情報伝達シート（ＡＩＳ）

帳票の使用にあたっては、
オムロンより別に提供される「JAMP　AIS、MSDSplus 作成マニュアル」
に記載の帳票バージョンおよびファイル形式として下さい。

XML読込
一般情報を初期化

太枠内をご記入ください。
＊ 印のある欄は必須入力です

1. AISに関する情報

使用書式		Ver.4.1	自動生成されるので記入不要
リスト	材質リスト	2.01	自動生成されるので記入不要
	物質リスト	4.010	自動生成されるので記入不要
GPシートID		9999999999999999	JAMPが賦与・管理する番号
シート整理番号			発行者内部管理番号
初版	発行日付 ＊		初版の発行日(2000-01-01 ～ 2029-12-31)
改訂	改訂日付		改訂がある場合は必須(2000-01-01 ～ 2029-12-31)
	改訂履歴 ＊	1	版数を3桁までの数字で記入(例:1,2 ..999)

2. 発行者会社情報

ひな形から読出

会社名	英字表記 ＊		半角英数限定で200文字まで記入できます
	母国語表記		全角、半角で200文字まで記入できます
会社ID	登録機関ID		登録機関のID。 例 DUNS:0060, CII.0147
	会社ID		上記登録機関で管理する発行者会社の企業ID
発行部門	部門名 ＊		全角、半角で200文字まで記入できます
	住所 ＊		全角、半角で200文字まで記入できます
	電話番号 ＊		半角英数限定で100文字まで記入できます
	FAX番号		半角英数限定で100文字まで記入できます
	メールアドレス		半角英数限定で100文字まで記入できます
作成部門	部門名		作成部門が発行部門と異なる場合に記入。全角、半角で200文字まで記入
	電話番号		半角英数限定で100文字まで記入できます
追加情報			発行者が任意に使用してよい。全角、半角で200文字まで記入できます

3. 成形品情報

製造者会社名 ＊			全角、半角で200文字まで記入できます。例:YYYYY製造株式会社
一般商品名 ＊			全角、半角で200文字まで記入できます 例:セラミックコンデンサ
発行者型番	英字表記 ＊		半角英数限定で200文字まで記入できます
	母国語表記		全角、半角で200文字まで記入できます
複数品名・シリーズ品名			開示情報が同じ場合に複数品番を列挙等してよい。全角、半角で200文字
発行者備考			発行者が任意に使用してよい。全角、半角で1024文字まで記入できます

4. 組成成分情報（成形品）

成形品	報告単位 ＊	個	選択肢からえらんでください
	質量 ＊		成形品 質量は0.0001～99999.9999の範囲の数値を入力してください。
	質量単位 ＊	g	選択肢からえらんでください
組成成分情報に関する宣言 ＊		1. 本製品は、記載のとおり報告物質該当法令等に該当する物質の含有を確認しております	選択肢からえらんでください
材質質量総計		集計	成分表から計算した材質総計です
			成型品質量に対する材質総計の比です
GADSL		1. GADSLを対象とする	Ver.4では"対象とする"のみが有効です
JIG		1. JIGを対象とする	Ver.4では"対象とする"のみが有効です

5. その他の情報

引用文献・制約/注意事項		全角、半角で200文字まで記入できます

4. 組成成分情報（成分表）

成分表初期化　集計
選択行削除　物質情報更新　エラーチェック　XML一時保存　XML出力

階層		部品		材質							物質						報告物質該当法令等															
追加		追加		選択 追加							選択 追加						SVHC		CLP Annex VI CMR 1,2		ESIS PBT		REACH Annex XVII		POPs Annex I		ELV		RoHS		GADSL		IEC62474/JIG		任意報告物質	
名称	員数	名称 ＊	員数 ＊	用途 ＊	分類記号 ＊	名称	質量 ＊	単位 ＊	公的規格	備考	CAS番号	物質名	含有率	質量	単位	備考	該当	備考	該当	備考	該当	備考	該当	物質用途	該当	物質用途	該当	適用除外	該当	適用除外	該当	備考	該当	備考	該当	備考

別紙７　＜参考＞ＪＡＭＰ情報伝達シート（ＭＳＤＳｐｌｕｓ）

帳票の使用にあたっては、
オムロンより別に提供される「JAMP　AIS、MSDSplus　作成マニュアル」に記載の帳票バージョンおよびファイル形式としてください。

JAMP MSDSplus

印刷　XML読込　一般情報を初期化

太枠内をご記入ください。
＊ 印のある欄は必須入力です

MSDSplusに関する情報

使用書式		Ver.4.1	自動生成されるので記入不要
物質リストバージョン		4.0.1.0	自動生成されるので記入不要
GPシートID		9999999999999999	JAMPが賦与・管理する番号
シート整理番号			発行者内部管理番号
初版	発行日付 ＊		初版の発行日(2000-01-01 ～ 2029-12-31)
改訂	改訂日付		改訂がある場合は必須(2000-01-01 ～ 2029-12-31)
	改訂履歴 ＊	1	版数を3桁までの数字で記入(例:1.2 ..999)

1. 製品情報

製造者会社名 ＊		全角、半角で200文字まで記入できます
製品名 ＊		全角、半角で200文字まで記入できます
発行者型番	英字表記 ＊	半角英数限定で200文字まで記入できます
	母国語表記	全角、半角で200文字まで記入できます
一般商品名 ＊		全角、半角で200文字まで記入できます

2. 発行者会社情報　ひな形から読出

会社名	英字表記 ＊		半角英数限定で200文字まで記入できます
	母国語表記		全角、半角で200文字まで記入できます
会社ID	登録機関ID		登録機関のID。例 DUNS:0060, CII:0147
	会社ID		上記登録機関で管理する発行者会社の企業ID
発行部門	部門名 ＊		全角、半角で200文字まで記入できます
	住所 ＊		全角、半角で200文字まで記入できます
	電話番号 ＊		半角英数限定で100文字まで記入できます
	FAX番号		半角英数限定で100文字まで記入できます
	メールアドレス		半角英数限定で100文字まで記入できます
作成部門	部門名		作成部門が発行部門と異なる場合に記入。全角、半角で200文字まで記入できます.
	電話番号		半角英数限定で100文字まで記入できます
追加情報			発行者が任意に使用してよい。全角、半角で200文字まで記入できます

3. 製品中の管理対象物質情報

製品中の管理対象物質情報に関する宣言 ＊	1.本製品は下記の管理対象基準に掲載される管理対象物質を含有します	選択肢からえらんでください
詳細は別シートの記載となります		

4. 管理対象基準の詳細　制定改訂の更新

管理対象基準名		制定・改訂	
JP01	化審法（第一種特定化学物質） ＊	2010-04-01	全角、半角で80文字まで記入できます
JP02	安衛法（製造等禁止物質） ＊	2007-09-07	全角、半角で80文字まで記入できます
JP03	毒劇法（特定毒物） ＊	2007-08-15	全角、半角で80文字まで記入できます
EU01	RoHS指令 ＊	2011/65/EU	全角、半角で80文字まで記入できます
EU02	ELV指令 ＊	2011/37/EU	全角、半角で80文字まで記入できます
EU03	CLP [Annex VI Table 3.2 CMR-cat. 1,2] ＊	EUNo 944/2013	全角、半角で80文字まで記入できます
EU04	REACH Annex XVII [旧: CLP Annex VI Table 3.2 CMR-cat 1,2] ＊	EUNo 1272/2013	全角、半角で80文字まで記入できます
EU05	REACH 認可対象候補物質(SVHC) ＊	2013-12-16	全角、半角で80文字まで記入できます
EU06	POPs Annex I ＊	2012-06-20	全角、半角で80文字まで記入できます
OT01	ESIS PBT [Fulfilled] ＊	2008-10-28	全角、半角で80文字まで記入できます
IA01	GADSL ＊	2013 GADSL Reference List Version 1.1	全角、半角で80文字まで記入できます
IA02	IEC62474/JIG ＊	IEC62474 D5.00	全角、半角で80文字まで記入できます
適用選択	PBT	1. PBTを対象とする	Ver.4では"対象とする"のみが有効です
	GADSL	1. GADSLを対象とする	Ver.4では"対象とする"のみが有効です
	JIG	1. JIGを対象とする	Ver.4では"対象とする"のみが有効です

JAMP MSDSplus
3.製品中の管理対象物質情報

注1:製品を構成する物質のうち、対象管理基準の管理対象物質となっている物質が含有されている(「意図して添加している」または「なんらかの方法で含有が既知である」)
という情報がある場合は「1(または含有時の記号)」と記載しています。
但し「1(または含有時の記号)」の場合でも必ずしも法規制対象とはなりません。用途や使用条件等によりますのでご確認ください。
注2:下記内容について、補足説明がある場合は記載しています。

注3:その他、詳細については"JAMP MSDSplus作成の手引き"及び"JAMP管理対象物質解説書"及び"JAMP管理対象物質説明書"をご参照ください。

注4:当社は、本MSDSplusに記載してある事項については十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。

物質				管理対象基準　注1											
				JP01	JP02	JP03	EU01	EU02	EU03	EU04	EU05	EU06	OT01	IA01	IA02
物質名 ＊	CAS番号 ＊	最大含有率 ＊	備考 注2	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載	記載

別紙８　グリーン仕入先認定申請書

オムロン株式会社　御中

グリーン仕入先認定申請書（　新規　・　更新　）

申請日 (YYYY/MM/DD)	
会社名	
仕入先コード(半角)	
代表者名	
申請責任者名	
所属・役職	
TEL(半角)	
E-mail(半角)	

当社は、オムロン株式会社のグリーン調達基準書（Ver. 4. 1）の要求事項を満足しますので、
「グリーン仕入先認定」を申請します。

記

確認事項			
1. 環境マネジメントシステムの構築（EMS構築）			
1）環境マネジメントシステムの確認			
確認書類（認証書、登録番号等）	確認年月日	確認者（審査機関）	
		□	
2. 含有化学物質管理（CMS構築）	チェック欄		
（1） 管理体制			
JAMP/JGPSSI「製品含有化学物質管理ガイドライン」（第2版以降）に基づく化学物質管理体制を構築していますか？	はい	いいえ	構築中
オムロン監査員による現地確認可能日を記入してください。	年	月	日　以降
（2） 管理基準			
管理基準はオムロン管理基準に準拠していますか？	はい	いいえ	該当せず
オムロンから受理している「部材含有化学物質調査マニュアル」のVersionは？	Ver.		
（3） 情報提供			
① オムロンに納入する製品の化学物質含有量の報告が行えますか？			
報告フォーマット（基準）（複数選択可）	JGPSSI （JIG／オムロン「部材含有化学物質調査マニュアル」）	はい	いいえ
	IMDS/JAMA （GADSL）	はい	いいえ
	JAMP－AIS／MSDSplus	はい	いいえ
	その他　:オムロンが指定した様式	はい	いいえ
② オムロン指定書面の非含有証明書が提出できますか？		はい	いいえ
※ 上記①･②が提出できない場合、EU RoHS指令の物質／用途が管理できていますか？		はい	いいえ
3. オゾン層破壊物質の製造工程での使用禁止			
オゾン層破壊物質を、部材の製造工程（例：洗浄）で使用はしていませんか？	使用なし	使用あり	
■ 添付必要書類			
□EMSの確認書類　□管理物質リスト　□仕入先様環境活動調査票（添付必要関連書類含む）			
□CMS自己監査シート　または　製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言の写し･JAMP/JGPSSIガイドラインの別表1：実施項目一覧表兼チェックシート			

（注1）チェック欄の該当する項目に○印を記入してください。
（注2）2項（2）について、製品や中間品の組立を委託された仕入先様で、製品に使用する部材や補材を全く自社調達していない場合は、
「該当せず」にチェックしてください。

＜オムロン処理欄＞

申請受付部門

担当	認可

⇨

認定部門

担当	認可

適合性確認欄（受付部門による確認）

【環境マネジメントシステムの構築（EMS構築）】
□適合（認証書のコピーを添付）　□適合（環境マネジメント確認書類を添付）　□不適合
【含有化学物質管理（CMS構築）】
□基準適合 「基準名：　　／情報提供フォーマット：　　」　□不適合　□該当せず（自社調達品なし）
【その他の特記事項】

オムロンのCMS監査結果書　を添付　□